

第2回一関市入札制度等改革本部

日時 令和6年7月16日(火) 10時10分～

場所 特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 本部会議想定スケジュール、検討部会の設置及び外部委員の委嘱について
- (2) 水道工事関係職員への聴取結果について
- (3) 入札事務の流れについて

3 その他

4 閉 会

一関市入札制度等改革本部 名簿

		職	氏名
1	本部長	市長	佐藤 善仁
2	副本部長	副市長	石川 隆明
3		教育長	時枝 直樹
4	本部員	市長公室長	今野 薫
5		市長公室統括監	鈴木 淳
6		総務部長	菅原 哲紀
7		まちづくり推進部長	小野寺 愛人
8		市民環境部長	菅原 稔
9		健康こども部長	松田 京士
10		福祉部長	山形 雅彦
11		商工労働部長	小野寺 正寿
12		農林部長	小野寺 啓
13		農林部参事兼建設部参事	小島 宣浩
14		建設部長	阿部 健一
15		上下水道部長	伊東 吉光
16		花泉支所長	中田 善久
17		大東支所長	菅原 正幸
18		千厩支所長	菅原 恵美
19		東山支所長	岩渕 良憲
20		室根支所長	千田 紀行
21		川崎支所長	藤倉 明美
22		藤沢支所長	佐藤 詠一
23		会計管理者	中村 由美子
24		消防本部消防長	阿部 茂
25		議会事務局長	三浦 洋
26		監査委員事務局長	及川 和美
27		農業委員会事務局長	渡邊 晋
28		教育次長	千葉 せつ子
29		一関図書館長	藤倉 忠光
30		一関地区広域行政事務組合事務局長	佐藤 正幸

一関市告示第291号

一関市入札制度等改革本部設置要綱を次のように定め、令和6年6月25日から施行する。

令和6年6月25日

一関市長 佐藤善仁

一関市入札制度等改革本部設置要綱

(設置)

第1 本市の職員等が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕され、市庁舎が捜査機関による捜索の対象とされたことを受け、職員の法令遵守を確立するとともに、市の入札事務を検証し、不正入札の再発防止策を検討、立案するため、一関市入札制度等改革本部（以下「改革本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 改革本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員における法令遵守の確立に関すること。
- (2) 入札事務の見直し及び改善に係る調査、検討並びに立案に関すること。
- (3) その他不適切な入札の排除に関すること。

(組織)

第3 改革本部は、次に掲げる者及び外部委員若干名で組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 別表に掲げる職員

2 外部委員は、所掌事務に関し専門的な知識又は経験を有する者を市長が委嘱する。

3 改革本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4 改革本部の会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長が主宰する。

2 本部長は、必要に応じて外部委員の出席を求め、意見を聴くものとする。

(検討部会)

第5 改革本部に、所掌事務に係る具体的な調査及び検討を行うため、第2第1号及び第2号の所掌事務ごとに、検討部会を置く。

2 検討部会は、本部長が指名する職員で構成する。

3 検討部会に部会長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部会長は、検討部会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 検討部会の庶務は、部会長が指定する課等において処理する。

(庶務)

第6 改革本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

市長公室長	市長公室統括監	総務部長	まちづくり推進部長	市民環境部長	健康	
こども部長	福祉部長	商工労働部長	農林部長	農林部参事	建設部長	建設部参
事	上下水道部長	花泉支所長	大東支所長	千厩支所長	東山支所長	室根支所長
川崎支所長	藤沢支所長	会計管理者	消防本部消防長	議会事務局長	監査委員事	
務局長	農業委員会事務局長	教育次長	一関図書館長	その他市長が必要に応じて	指名する職員	

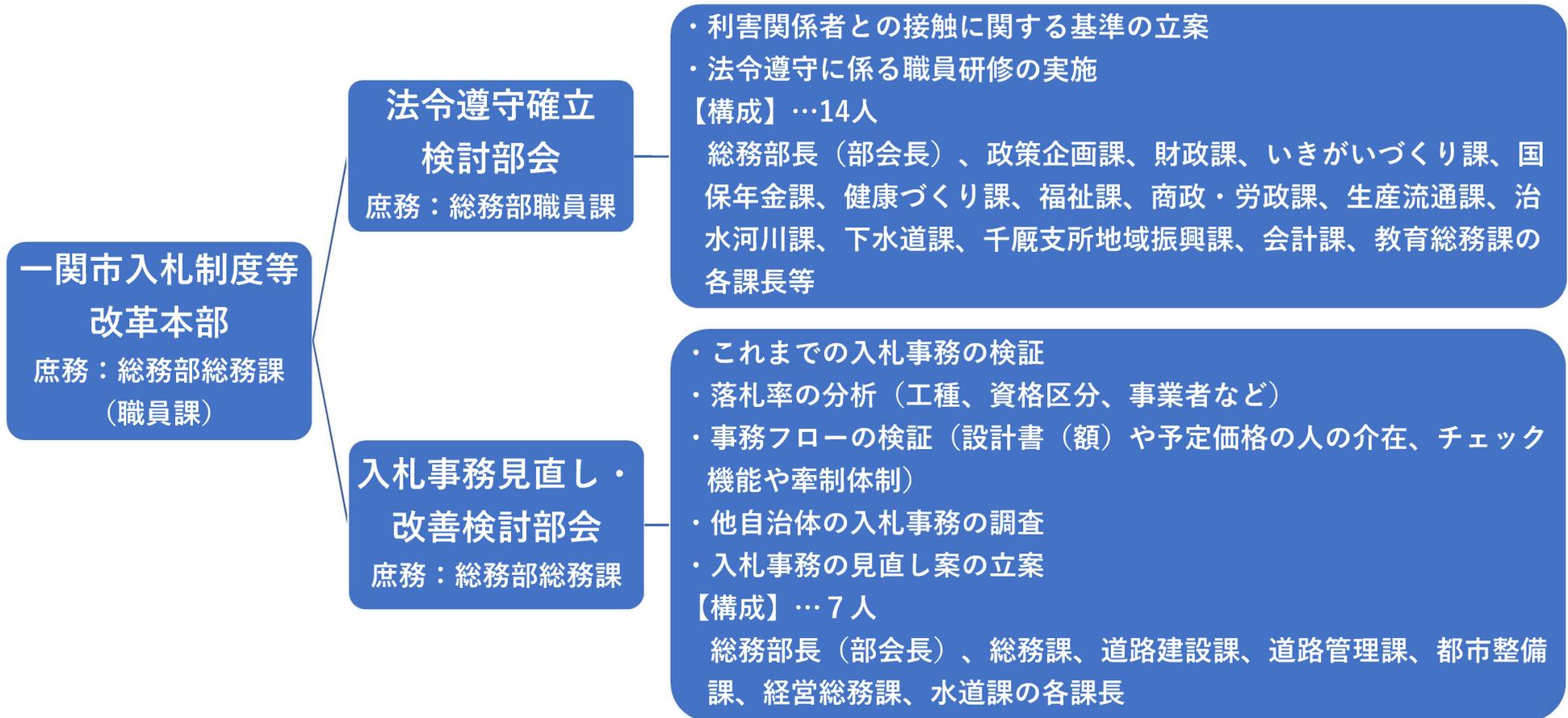
○本部会議想定スケジュール

時期	回	内容
6月25日	第1回	・本部の設置、今後の進め方
7月16日	第2回	・本部会議想定スケジュール ・検討部会の設置 ・外部委員の委嘱 ・水道工事関係職員への聴取結果 ・入札事務の流れ
8月	第3回	・利害関係者との接触に関する基準案 ・職員研修案 ・入札に関する現状分析
	第4回	・利害関係者との接触に関する基準案 ・他自治体事例との比較検討 ・中間報告案
10月	第5回	・入札事務の見直し、改善素案
11月	第6回	・入札事務の見直し、改善案 ・報告書素案
	第7回	・入札事務の見直し、改善案 ・報告書案

○検討部会の設置

一関市入札制度等改革本部設置要綱第5の規定に基づき、改革本部の所掌事務に係る具体的な調査及び検討を行うため、以下のとおり2つの検討部会を設置（設置日：令和6年7月9日）。

検討部会は、非公開で随時に開催する。



○外部委員の委嘱

	区分	委嘱予定者
1	内部統制等に精通する行政職員	岩手県 理事兼総務部副部長 松村 達 氏
2	公共工事入札に精通する行政職員	国土交通省東北地方整備局 調整中
3	公共工事に精通する団体関係者	一般社団法人東北建設業協会連合会 専務理事 畠山 浩晃 氏
4	法曹有識者	齊藤・笹村法律事務所 弁護士 笹村 恵司 氏
5	犯罪捜査に関する有識者	調整中
6	事務改善に関する有識者	高橋 邦夫 氏 (一関市最高情報統括責任者補佐官)

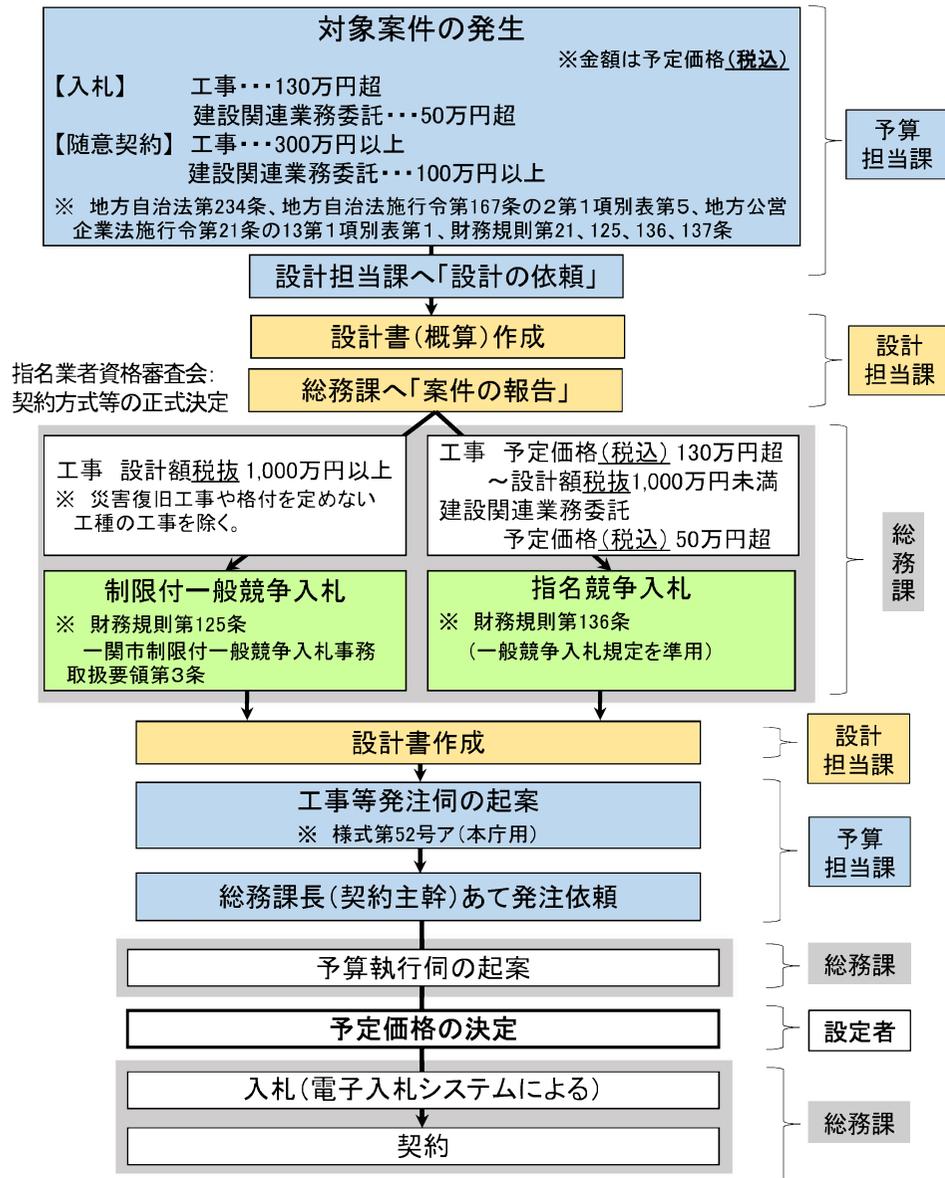
水道工事関係職員への聴取結果について

- 1 聴取期間 令和6年6月27日（木）～7月3日（水）
- 2 聴取方法 書面による
- 3 対象職員 48名（総務部契約部門11名、上下水道部総務部門17名、上下水道部工事・設計部門20名）
※ 令和元年度から6年度までの間で在籍したことのある職員
- 4 聴取項目・結果

聴取項目（抜粋）	回答（同意の回答は集約）
今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。	知らなかった。噂も聞いたことがなかった。（48名）
元職員の行動で気になったことはなかったか。	ない。（48名）
庁舎外で利害関係者との会席に出席したことがあるか。※業界団体主催のものを除く。	ない。（48名）
利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。	ない。（47名） ある。（1名） → 断った。
利害関係者から金品を受け取ったり、接待を受けたりしたことがあるか。	ない。（48名）
入札に関し、業者から何らかのはたらきかけを受けたことがあるか。	ない。（47名） 「予定価格を教えろ」と言われたことがある。（1名） → 断った。

○入札事務の流れ

建設工事・建設関連業務委託(本庁・水道会計用)



出典:総務省ホームページ

○地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4～6 [略]

○地方自治法施行令

(指名競争入札)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第5(市町村分のみ)

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

※ 地方公営企業法施行令第21条の13第1項別表第1は、自治法施行令と同内容を規定

○財務規則

(予算執行伺)

第21条 主管部長等(第125条、第137条及び第212条に規定する場合にあつては、総務課長又は地域振興課長)は、法第234条第1項に基づく契約を締結するため、当該予算を執行しようとするときは、次の表に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める様式に必要な書類を添えて、市長又はその委任を受け、若しくは一関市市長部局代決専決規程(平成17年一関市訓令第11号。以下「代決専決規程」という。)に規定する予算執行及び予定価格決定の専決権者の決裁を受けなければならない。ただし、同表の第1号から第3号まで及び第4号(委託料に限る。)に係るものにあつては65万円以下、第4号(委託料を除く。)に係るものにあつては40万円以下の場合、予算執行伺を省略し、支出負担行為決定伺により、決裁を受けるものとする。

表 [略]

(発注の依頼)

第125条 主管部長等は、工事請負費等及び建設関連業務委託で一般競争入札に付そうとするときは、工事等発注伺(様式第52号ア)により、既に契約を締結した工事請負費等又は建設関連業務委託の設計図書等を変更するときは工事等発注変更伺(様式第52号イ)により総務課長に対し発注依頼しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第136条 第125条及び第127条から第133条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(発注の依頼)

第137条 主管部長等は、工事請負費等及び建設関連業務委託で代決専決規程の部長専決に係る金額以上のものの随意契約を締結しようとするときは工事等発注伺により、既に契約を締結した工事請負費等又は建設関連業務委託の設計図書等を変更するときは工事等発注変更伺により総務課長に対し発注依頼しなければならない。

○一関市制限付一般競争入札事務取扱要領

(対象工事)

第3条 制限付一般競争入札の対象工事は、原則として、設計額税抜き1,000万円以上の市営建設工事とする。